

富士宮市火災予防条例を改正しました 林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します

富士宮市消防本部

林野火災注意報発令！

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、林野火災の予防を目的とした各種発令について改正したものです。

当消防本部管内においても、たき火や野焼きによる火災が多発しており、貴重な森林資源が焼失したり、住宅等への被害も発生しています。

こうした状況から、令和8年2月12日から

林野火災注意報

・ **林野火災警報**

の運用を開始します。



大船渡地区消防組合 提供

林野火災注意報

発令中の火の使用の制限（努力義務）

は、以下のとおりです。

林野火災警報

発令中は火の使用の制限（禁止）

発令対象区域内の「火の使用の制限」について



- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 屋外において花火（がん具用を含む。）を行わないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。
- (5) 屋外に置いて、残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉が確実に消えていることを確認し、処理すること。

林野火災注意報・林野火災警報の詳細は裏面へ

林野火災注意報 の発令基準



年間を通して、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪・降霜がある場合はこの限りではありません。

林野火災警報 の発令基準

年間を通して、林野火災注意報の発令中に加え、強風注意報が発令された場合。

発令対象区域について

森林法第5条(民有林)及び第7条の2(国有林)の森林を対象とします。
下記のシステムから確認して下さい。

出典：静岡県経済産業部
【静岡県森林クラウドシステム】



民有林

出典：関東森林管理局
【静岡森林管理署】



国有林



※上記システムを開き、レイヤーの「小班(5条森林)」が対象です。
拡大して自分の場所を確認して下さい。

※ページ内の「富士1-1(PDF)」
「富士2-1(PDF)」
で確認して下さい。

【各システムで操作、確認が困難な方は下記【問合せ先】までご連絡ください。】

林野火災注意報 ・ 林野火災警報 発令状況の周知について

富士宮市のホームページ、公式SNS、同報無線、消防車両等の巡回広報などにより、市民の皆様へお知らせします。



罰則等について

林野火災注意報



火の使用の制限は「努力義務」であるため罰則はありませんが、林野火災の発生防止のためご協力をお願いします。

林野火災警報



火の使用の制限に違反したものは、30万円以下の罰金又は拘留に処されます。(消防法第44条)
また、発令対象区域外でも林野火災の危険性を考慮し、必要な措置をとるよう命令することがあります。



【問合せ先】富士宮市消防本部
予防課 0544-22-1200
中央署 0544-26-5119
西 署 0544-27-0019



※富士宮市の総面積の『64%』は森林です。

富士宮市消防本部HP

消防庁

林野庁